

# 傷病手当金

## 傷病手当金とは

被保険者が業務外のケガ(負傷)・病気による療養のために会社を休み、給与を受けられないときに給与のおよそ2/3が支給される制度です。

支給される期間は1つの傷病につき、暦での通算1年6ヶ月でしたが、2022年1月から支給期間での通算1年6ヶ月に改正されました。

\*2021年12月31日時点で暦での通算1年6か月経過していない場合 2022年1月以降残りの期間は適用。  
2022年1月1日より前に暦での通算1年6か月経過していた場合は支給期間での通算は適用されない。

## 支給条件

- ① 業務上や通勤災害でない病気やケガにより療養中で、働けない状態である
- ② 4日以上会社を休んでいる  
(連続して3日間会社を休み、その後も休んでいる)
- ③ 給与(報酬)の支払いがない。または傷病手当金の金額より少額となっている
- ④ 被保険者期間が継続して1年以上ある(退職後も受給する場合)

\*年金を受給している場合、支給されないことがあります。

例えば



## ワンポイントアドバイス

病気やケガすべてが支給対象になるわけではありません。  
連続して休んでいることが必要で4日目から支給されます。これを待定期間といいます。  
待定期間は会社の定休日・有給・無給に関わらず連続して3日休んでいることが要件です。  
例えば、毎週土日が休みの会社で土日月の休みでも待定期間は完成します。  
退職後も一定の条件のもとに受給できることがあります。